

【論文】

不正競争防止法2条1項13号の「原産地・品質など誤認惹起表示」の意義についての一考察
～“ミンサー織り事件”判決を契機として～

Study of the Significance of “Indications Creating Misconception about Place of Origin, Quality or Other Characteristics” under the Unfair Competition Prevention Act § 2-1-13:
In the Aftermath of Judgment in the *Minsa* Weave Case

仲宗根 京子*
Kyoko NAKASONE

専門分野：商法

キーワード：不正競争防止法, 原産地・品質など誤認惹起表示

要約

2011年の本件控訴審判例（注1）は、一般消費者が沖縄県で織られたものと認識するようなミンサー織等の表示をして販売していることが、不正競争防止法2条1項13号の定める被告商品の原産地及び内容について誤認させる不正競争に当たり、これによって原告の営業上の利益が侵害されたとして、3条に基づき、同表示を付した被告商品の販売に係る差止め等を求めるとともに、4条に基づき、2006年に損害金の支払を認めた原審（注2）の結論を維持したものである。本稿では、この判例を基に、地方色豊かな工芸品に関わる誤認惹起行為について、「原産地」の意義や法益侵害性の判断に関して、若干の考察を試みるものである。

Abstract

The judgment of the second instance held that sales indicating minsa weave or similar, which an ordinary consumer would perceive as having been woven in Okinawa Prefecture constituted unfair competition causing misconception about the place of origin and content of the defendant's product as prescribed by § 2-1-13 of the Unfair Competition Prevention Act, and, as this infringed upon the plaintiff's business interests, the court upheld the conclusion reached in the first instance which enjoined sale of defendant's product so indicated pursuant to Article 3 and awarded the payment of damages pursuant to Article 4. On the basis of this judicial precedent, this paper attempts to examine determinations of the nature of infringement on legally protected interests

and the significance of “place of origin” in regard to acts creating misconception.

一、はじめに

商品について「原産地」を呼称することを法的に保護する実益は、何であろうか？

それを考察するにあたっては、消費者、市場における競業者らの利益を比較考量することが必要になってくるであろう。

そこで、本稿では、観光立県といわれる沖縄県における伝統工芸品の 1 つである「ミンサー織」の織物及びそれを用いた商品に関して、「原産地誤認惹起行為」が問題となった判例を題材として、この問題を考えてみたい。

二、事実の概要と争点

原告（被控訴人）は、沖縄県石垣市を本店所在地とし、みんさー織及びその他の織物の製造、加工並びに販売等を目的とする株式会社であり、特に八重山地方の織物業界では業界第一の業績を納めている。

被告（控訴人）は、沖縄県糸満市を本店所在地とし、菓子類、水産食品、加工食品、民芸品、玩具類等土産品の製造、卸小売業等を目的とする株式会社である。

被告商品は製織が福岡県で行われているほか、裁断及び加工の一部又は全部が沖縄県外で行われていた。

すべての被告商品について、凶案化、装飾化された「民芸ミンサー織」ないし「ミンサー織」との表示のいずれかを付して販売している。また、すべての被告商品は、「いつ（五つ）の世（四）までも変わらない愛情」を表現する緋柄（別紙記載の①と②の双方又はいずれか）から成る模様（以下「五と四等の模様」という）を配した織物を使用しており、一部の商品には、各々「沖縄伝統工芸ミンサー織」との表示を付して販売していた。更に一部の商品については、上記の表示に追加し、「MADE IN TOKYO」の記載がある紙製のカードを入れて販売している。

被告の各商品に使用されている織物は、福岡県で製織され、福岡県もしくは沖縄県で裁断され東京都や福岡県・沖縄県で、それぞれ加工したものである。

裁判の争点は以下のようなものであった。

- ① 被告が被告商品に「ミンサー織」等の表示を付して販売していることは、被告商品の内容又は原産地を誤認させる表示（不正競争防止法（以下、単に「法」とする）2 条 1 項 13 号）に該当するか（原産地誤認惹起表示該当性の問題）。
- ② 被告が被告商品に「ミンサー織」等の表示を付して販売していることにより原告の営業上の利益を侵害し又は侵害するおそれがあるか（法 3 条の差止め等及び 4 条の損害賠償に関する争点）。
- ③ 被告の故意又は過失
- ④ 原告が被った損害
- ⑤ 「ミンサー織」等の表示は、普通名称又は慣用表示（法 19 条 1 項 1 号）に該当するか（争点①の抗弁として）。
- ⑥ 原告の差止め等及び損害賠償の各請求は、権利濫用か（争点②の抗弁として）。

要旨に述べたように、本稿においては、主として①と⑤を検討する（注3）。

三、原審裁判所の判断

1、争点①原産地誤認惹起表示（法2条1項13号）該当性について

① 原告は、五と四等の模様を配した織物を使用している被告商品すべてについて、「民芸ミンサー織」及び「ミンサー織」との表示を付して販売し、また、一部の商品については、更に「沖縄伝統工芸ミンサー織」との表示を付して販売していた。

原告は、沖縄県を訪れた観光客等の一般消費者は、「ミンサー織」等の表示された織物を見て、八重山地方、または、少なくとも沖縄県で織られた織物であると考えることが明らかであるにもかかわらず全く関係ない場所で織られた織物を使用して製造された商品について「ミンサー織」等の表示を付して販売する行為は、その内容を不当に表示するものである、と主張した。また原告は、「民芸品」とは庶民の生活から生まれた地方色豊かな手工芸品を意味するもので、より地域性を強調しているから、「民芸ミンサー織」との表示がされた被告商品の場合、内容の不当表示性はより明らかであるし、「沖縄伝統工芸ミンサー織」との表示に至っては、一般消費者はその織物が沖縄の伝統的技法による工芸品であるとも認識することが明らかであるので、二重に一般消費者をごまかしているものといえる、とつけ加えた。

②この主張に対し、原審裁判所は、原告の主張内容は、八重山地方あるいは少なくとも沖縄県で織られた織物であると考えらるであろう「ミンサー織」等の表示をして販売することを不当表示とするものであり、かかる主張内容にかんがみれば、原告の主張は、直接的には原産地を誤認させる表示の違法性を主張するものと解される、として「ミンサー織」等の表示が、一般消費者に対して、被告商品の「原産地」（商品が生産、製造又は加工され、商品価値が付与された地のこと）について、どのような認識を与えるかを検討した。

まず、「民芸ミンサー織」、「沖縄伝統工芸ミンサー織」及び「ミンサー織」との表示は、いずれも「ミンサー織」との部分共通するところ、「ミンサー織」とは「織」という文字が示すとおり、織物に関する表示である。そして、被告商品のような織物を使用した製品について「ミンサー織」との表示が付されている場合、一般消費者は、「ミンサー織」という織物が使用されているものと認識する蓋然性が高いと認められる。もっとも、「ミン」とは「綿」、「サー」とは「狭」を、「ミンサー」とは「綿狭帯」を意味する言葉であることは当事者間に争いがなく、それ自体が直接的に地名を表示しているものではない。

しかしながら、表示の種類、態様に特に限定があるわけではない以上、原産地を誤認させるか否かは、地名が直接表示されているか否かではなく、特徴ある文字や図形等の使用や商品の形態自体といった諸般の事情に照らし、その取引界の実情を踏まえつつ、平均的な一般消費者の注意力をもって具体的に決すべきものであると解される。

これを本件について見ると、証拠によれば、「ミンサー」又は「ミンサー織」とは、西暦1600年代から八重山地方を含む沖縄一帯で織られていた木綿、平織の織物で琉装用の細帯を指す呼称であり（ただし、現在は、原告商品や被告商品のように細帯に限らず、織物を使用した製品全般に用いられる場合が多く、また、ネクタイのように綿糸製ではない織物を使用した製品に用いられる場合もある）、その中には、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工

芸品指定を受けた八重山ミンサー及び読谷山ミンサー並びに伝統的工芸品指定を受けていない伊波ミンサー、首里ミンサー、竹富ミンサー、小浜ミンサー及び西表ミンサーなどが存在することが認められる。一方、沖縄県外において製織された織物の中に、「ミンサー」又は「ミンサー織」と称される織物が存在すると認めるに足る証拠はない。そして、このような事情は、前記に列挙した書証のとおり、辞典、新聞及び観光ガイド等といった公刊物にも記載されているところであり、平均的な一般消費者も同様の認識をする蓋然性が高いものと認められる。したがって、「ミンサー」又は「ミンサー織」という表示は、本来、綿狭帯又はその織物を意味していたが、現在においては、綿狭帯といった織物の素材・形状を示す言葉として用いられることは少なく、むしろ沖縄県に古くから伝わる織物又はこれを利用した商品に対する呼称として広く使用されており、そうである以上、平均的な一般消費者に対し、原産地について、少なくとも沖縄県内で製織された織物であると認識させる表示であると認められる。

また、被告商品は、いずれも「民芸ミンサー織」ないし「ミンサー織」との表示が付され、かつ、一部の各商品については、いずれも「沖縄伝統工芸ミンサー織」との表示も付されて販売されていたところ、「民芸」とは、「庶民の生活の中から生まれた郷土的な工芸」をいい、被告商品がいずれも沖縄の土産物として販売されていることをも考慮すると、沖縄県を訪れる観光客といった平均的な一般消費者は、被告商品について、ミンサー織と称する沖縄県の郷土的な工芸品である織物を使用しているものと認識し、更に「沖縄伝統工芸ミンサー織」との表示が付された被告商品については、上記の認識に加えて、沖縄の伝統的技法による工芸品である織物を使用しているものと認識するものと認められる。

さらに、被告商品は、いずれも前記八重山ミンサーの特徴的な図柄であることに争いが無い五と四等の模様を配した織物が使用されており、このような側面においても、平均的な一般消費者に対し、八重山地方、または、少なくとも沖縄県内において製織された織物を使用しているものと認識させるものと認められる。

以上によれば、被告商品に付された「ミンサー織」等の表示は、その表示自体に加え、沖縄の土産物としての販売態様や織物に配された模様等の事情と相まって、平均的な一般消費者に対し、その原産地（製織地）について、少なくとも沖縄県内であるとの認識を与えるものと認められる。認定事実によると、被告商品は、いずれも福岡県で製織された織物が使用されている。したがって、被告が被告商品に「ミンサー織」等の表示をして販売していることは、平均的な一般消費者に対し、被告商品の原産地（製織地）について、誤認させるような表示をしたものとして、法 2 条 1 項 13 号に規定する不正競争に該当する。

③これに対し、被告は、「ミンサー」とは五と四等の模様を指し、「ミンサー織」とはミンサー柄、すなわち、五と四等の模様を織った織物であることを示すに過ぎず、「ミンサー織」等の表示や五と四等の模様は、原産地が八重山地方であるとか沖縄であるといった認識を与える表示ではない旨主張した。

しかし、前記のとおり、五と四等の模様は、八重山ミンサーのうちの一部の特徴的な図柄に過ぎず、「ミンサー織」の中には、八重山ミンサーと同じく伝統的工芸品指定を受けた読谷山ミンサーやその余の地域において織られたミンサー織も存するところ、これらについては、必ずしも五と四等の模様を特徴とするものではないから、「ミンサー織」等の表示が直ちに五と四等

の模様を織った織物を指すとは認められない。従って、「ミンサー織」等の表示が、沖縄県を訪れた観光客といった平均的な一般消費者に対して、五と四等の模様を配した織物を想起させることがあるとしても、そのこととその織物が前記のとおり沖縄県内で製織されたとの認識を与えることとは両立し得るものであるから、「ミンサー織」等の表示は五と四等の模様を織った織物であることを示すに過ぎず原産地に対する認識を与えるものではない、との被告の主張は採用できない。

また、被告は、「アロハシャツ」との表示がハワイを想起させるが、ハワイを原産地として表示するものではなく、「ゴーヤ」が沖縄を想起させるが、沖縄を原産地として表示するものではないと同様、「ミンサー織」等の表示が沖縄を想起させるものだとしても、沖縄を原産地として表示するものではない旨も主張するところ、確かに、被告が主張するように沖縄を想起しつつ原産地とまでは考えない一般消費者もいるかもしれないが、ハワイ以外でアロハシャツが、沖縄以外でゴーヤが、それぞれ広く生産され、また、消費されているのと異なり、沖縄県外においてミンサー織が広く生産されたり、消費されたりしているとは認められない以上、むしろ一般消費者は、「ミンサー織」等の表示を見て、沖縄を想起するとともに沖縄県内で製織された織物であると認識すると認められるから、前記被告の主張は採用できない。

④更に、被告は、被告商品の製造過程には、まずミンサー織を行う「製織」があり、製織された生地を、五と四等の模様が中央に来るように配置して加工する「裁断」があり、さらに、裁断された生地を財布、ポシェット等の具体的製品として加工する「加工」があり、製織は福岡県で行われているものの、裁断は沖縄県で、加工は東京都、福岡県又は沖縄県で行っている旨主張している。しかし、「原産地」とは商品価値が付与された地のことをいうと解すべきところ（注4）、被告商品には、ポシェットやネクタイ等数多くの形態がありながら、一様に「ミンサー織」等の表示を付し、五と四等の模様を配した織物を使用していることからしても、織物部分を主たる構成要素とする製品であることは明らかであって、通常の一般消費者においても、織物部分に商品価値を見出すものと認められる。そうすると、ここという原産地とは、被告製品の織物部分を製織した地と解すべきであって、これに反する被告の主張は採用できない。

⑤なお、被告は、被告商品番号1ないし3の各商品については、「MADE IN TOKYO」と表示したカードを入れ、いわゆる打ち消し表示をしており、誤認は生じない旨主張するが、「MADE IN TOKYO」との表示は、裁断された生地を、財布等の具体的製品として加工する「加工」が東京都で行われたことを示しているに過ぎないから、一般消費者に対し、原産地（製織地）の誤認を正しておらず、いわゆる打ち消し表示として機能するものとは認められない。

⑥以上より、被告は、被告商品が福岡県で織られた織物を使用して製造しているにもかかわらず、被告商品すべてについて、凶案化、装飾化された「民芸ミンサー織」及び「ミンサー織」との表示を付し、更にいくつかの商品については、「沖縄伝統工芸ミンサー織」との表示も付して販売していたものであり、被告のかかる行為は、沖縄県を訪れた観光客等で平均的な一般消費者に対して、沖縄県において製織された織物を使用して製造されていない商品を、少なくとも沖縄県内において製織された織物であるミンサー織を用いて製造された商品であろうとの誤認混同を生じさせるものであり、また、被告の主張する打ち消し表示によっても同誤認混同が解消されるものでもないから、法2条1項13号にいう「原産地について誤認させるような表示

をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し」に該当するものと認められる。

2、争点⑤（「ミンサー織」等の表示は、「普通名称」又は「慣用表示」（法19条1項1号）に該当するか）について（争点①の抗弁として）

(1) 被告は、「ミンサー織」等の表示について、普通名称又は慣用表示であるから、法19条1項1号により、法3条（差止等請求）及び4条（損害賠償請求）の適用が除外されると主張した。まず、「普通名称」とは、商品又は営業の一般的な名称として使用されているものをいい、「慣用表示」とは、普通名称にはなっていないが、取引者間において一般に慣習上自由に使用されている表示であり、その表示が需要者又は取引者の間でごく一般的に用いられるようになった結果、商品についての自他識別機能・出所表示機能を喪失するに至ったものをいう。

ところで、原産地を示す名称は、通常、特定の地域で生産されたことを示す（例えば、西陣織などである）が、その後当該地域ではない地域で広く生産されるようになり、どこで生産された場合でも同じ特色を有する商品については、同じ名称で呼ばれるようになることがある。その最たる例は、薩摩芋や佃煮などであり、このような名称については、もはや原産地を示す部分は由来に過ぎず、社会生活においてその使用を禁ずることは不可能であり、かつ、禁ずる必要もないから、当該地域ではない地域で生産された商品に付して使用することが妨げられない。しかし、このようにして原産地を示す名称が普通名称又は慣用表示となるためには、当該名称が当該地域から次第に広い範囲で使われるようになっていき、自他識別機能・出所表示機能を喪失することが必要であるから、普通名称又は慣用表示となるには段階があるというべきである。すなわち、当該名称について、特定の生産者による独占的な使用はできず、特定の地域で生産した商品に使用する場合には法2条1項1号の適用が排除されるものの、当該特定の地域以外の地域で生産した商品に使用すると、同項13号の原産地の不当表示になる場合があり得るというべきである。そして、このような理は、前記のとおり、原産地を直接的に示すわけではない「ミンサー織」等の表示によって原産地が表示される場合にも妥当するものと解される。

これを本件について見ると、確かに、「ミンサー」又は「みんさー」といった表示が示す織物について、原告が主張するとおり、原告代表者の母であるDが、昭和46年ころ、当時廃れていた八重山ミンサー（竹富ミンサー）を色彩や用途を創意工夫するなどして復活させ、広く世間の注目を集めるとともに、その業務に精励したことにより、黄綬褒章を受章するなどしたことが認められるが、前記のとおり、「ミンサー」又は「ミンサー織」との名称は、八重山ミンサー以外の沖縄県で製織されたミンサーも含むものとして、沖縄県内で広く使用されてきたので、原告を含めて特定の生産者による独占的な使用ができず、少なくとも沖縄県内で製織した織物又はその織物を使用した商品に使用する場合には法2条1項1号の適用が排除されるものといえることができる。原告又は第三者による「みんさー」又は「M I N S A H」単独、若しくはこれに五と四等の模様を併せた商標出願について、特許庁が、沖縄県八重山諸島の地機で織った織物を容易に看取させる文字とその織物の模様として用いられる図を配したものであるから、ミンサー織の商品であることを表したにとどまり、需要者が何人の業務に係る商品であることを認識することができない商標であるとして、商標法3条1項6号

に該当することを理由に拒絶査定したことも、「ミンサー」又は「ミンサー織」との名称が、原告を含めて特定の生産者による独占的な使用ができないものとの判断を前提としているものと解される。

一方、「ミンサー織」の表示が、沖縄県以外の地域で製織された織物又はその織物を使用した商品に対しても一般的に用いられているとか、取引者間において一般に慣習上自由に使用されているという取引実態が存在することを認めるに足りる証拠はない。

- (2) これに対し、被告は、被告の元代表取締役Cが代表者を務める株式会社aが「ミンサー」との表示を付した五と四等の模様の製品の商標登録を受けていることを主張する。

確かに、株式会社aは、「ミンサー」との文言や五と四等の模様から成る商標の登録を受けているが、同商標は、ほかにも「琉球の里」との文言や花様の模様も含むものであって、ミンサー織であることを表したにとどまるものではない。したがって、原告の商標登録（「M I N S A H」との文言と織機の模様から成る商標）と同様、需要者が何人の業務に係る商品であることかを認識することができ、そうであるが故に拒絶査定されなかったに過ぎないと解すべきであって、かかる事情から「ミンサー」又は「ミンサー織」との名称が普通名称又は慣用表示と化していると認めることはできない。

また、被告は、同業他社等が「民芸」や「ミンサー」といった表示を付した五と四等の模様を配した製品を販売していることや、建物、路上タイル、菓子箱及びかりゆしウェア等で広く用いられていることなども主張する。

しかし、被告商品や他の事業者が販売する「ミンサー」又は「ミンサー織」と表示された織物又はその織物を使用した商品は、いずれも沖縄県内を主たる販売地域とし、また、沖縄県に訪れた観光客等を主たる購買層とするものであって、その中に沖縄県外で生産された商品が存在するとしても、被告商品同様、これらが沖縄県外で生産されたことを明示して販売されていると認めるに足る証拠はない。そうすると、沖縄県外で生産された織物又はその織物を使用した商品に「ミンサー」又は「ミンサー織」との表示が使用されているからといって、それは原産地の不当表示が広く行われているということに過ぎず、かかる事情によって「ミンサー」又は「ミンサー織」と表示が、沖縄県内に限らず、沖縄県外で製織された織物又はその織物を使用した商品に対する表示として一般的に使用されているとは認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は採用できない。また、①「ミンサー」との表示とともに、「ミンサー織をジャガード織で再現致しました。」と記載されたコースター及び②「ミンサー柄」、「ミンサー織柄」又は「ミンサー風」と表示されたかりゆしウェアは、「ミンサー」又は「ミンサー織」という織物を使用している前提でないことが一見して明白であり、また、③「ミンサー」といった表示が五と四等の模様とともに、建物、路上タイル及び菓子箱等の織物ではないものに使用されている場合、織物又織物を使用した商品に使用されている場合と異なり、その表示はミンサー織（八重山ミンサー織）の代表的な図柄である五と四等の模様をモチーフとして使用しているに過ぎないことが明白であって、これらに使用されているからといって、「ミンサー」又は「ミンサー織」という表示が、沖縄県外で製織された織物又はその織物を使用した商品に対する表示として一般的に使用されているということとはできず、この点に関する被告の主張も採用できない。

に該当することを理由に拒絶査定したことも、「ミンサー」又は「ミンサー織」との名称が、原告を含めて特定の生産者による独占的な使用ができないものとの判断を前提としているものと解される。

一方、「ミンサー織」の表示が、沖縄県以外の地域で製織された織物又はその織物を使用した商品に対しても一般的に用いられているとか、取引者間において一般に慣習上自由に使用されているという取引実態が存在することを認めるに足りる証拠はない。

- (2) これに対し、被告は、被告の元代表取締役Cが代表者を務める株式会社aが「ミンサー」との表示を付した五と四等の模様の製品の商標登録を受けていることを主張する。

確かに、株式会社aは、「ミンサー」との文言や五と四等の模様から成る商標の登録を受けているが、同商標は、ほかにも「琉球の里」との文言や花様の模様も含むものであって、ミンサー織であることを表したにとどまるものではない。したがって、原告の商標登録（「MINSAH」との文言と織機の模様から成る商標）と同様、需要者が何人の業務に係る商品であることかを認識することができ、そうであるが故に拒絶査定されなかったに過ぎないと解すべきであって、かかる事情から「ミンサー」又は「ミンサー織」との名称が普通名称又は慣用表示と化していると認めることはできない。

また、被告は、同業他社等が「民芸」や「ミンサー」といった表示を付した五と四等の模様を配した製品を販売していることや、建物、路上タイル、菓子箱及びかりゆしウェア等で広く用いられていることなども主張する。

しかし、被告商品や他の事業者が販売する「ミンサー」又は「ミンサー織」と表示された織物又はその織物を使用した商品は、いずれも沖縄県内を主たる販売地域とし、また、沖縄県に訪れた観光客等を主たる購買層とするものであって、その中に沖縄県外で生産された商品が存在するとしても、被告商品同様、これらが沖縄県外で生産されたことを明示して販売されていると認めるに足る証拠はない。そうすると、沖縄県外で生産された織物又はその織物を使用した商品に「ミンサー」又は「ミンサー織」との表示が使用されているからといって、それは原産地の不当表示が広く行われているということに過ぎず、かかる事情によって「ミンサー」又は「ミンサー織」と表示が、沖縄県内に限らず、沖縄県外で製織された織物又はその織物を使用した商品に対する表示として一般的に使用されているとは認めることはできない。したがって、この点に関する被告の主張は採用できない。また、①「ミンサー」との表示とともに、「ミンサー織をジャガード織で再現致しました。」と記載されたコースター及び②「ミンサー柄」、「ミンサー織柄」又は「ミンサー風」と表示されたかりゆしウェアは、「ミンサー」又は「ミンサー織」という織物を使用している前提でないことが一見して明白であり、また、③「ミンサー」といった表示が五と四等の模様とともに、建物、路上タイル及び菓子箱等の織物ではないものに使用されている場合、織物又織物を使用した商品に使用されている場合と異なり、その表示はミンサー織（八重山ミンサー織）の代表的な図柄である五と四等の模様をモチーフとして使用しているに過ぎないことが明白であって、これらに使用されているからといって、「ミンサー」又は「ミンサー織」という表示が、沖縄県外で製織された織物又はその織物を使用した商品に対する表示として一般的に使用されているということとはできず、この点に関する被告の主張も採用できない。

(3) 結論

以上によれば、本件請求のうち、被告商品の表示又は「ミンサー織」の表示を付して販売することの差止め、及び被告商品に付された表示の抹消及び損害金702万3742円とその遅延損害金の支払を求める部分は理由があり、その余については理由がない。

四、控訴審での判断

1、争点①（原産地の不当表示該当性）

(1) 控訴人は、「ミンサー織」はもはや五と四等の模様を織った織物をいうにすぎないとして争ったが、控訴審裁判所も、平均的な一般消費者に対し少なくとも沖縄県内で製織された織物であると認識させる表示と評価できる、として以下のように原審を維持した。「ミンサー」又は「ミンサー織」は沖縄県に古くから伝わる織物又はこれを利用する商品に対する呼称として広く使用されているものと評価され、そうである以上、平均的な一般消費者に対し沖縄県を原産地（製織地）とする織物であると認識させる表示であるというべきである。控訴人の上記主張は各証拠を無視する主張であり、採用することができない。

そして、原判決が適切に説示するように、「ミンサー織」とは「織」という文字が示すとおり、織物に関する表示である。また「ミンサー」も本来織物に関する表示である。

(2) また控訴人は、原判決は「ミンサー織」等の表示そのものではなく土産物としての販売態様をもって原産地（製織地）が沖縄県内であるという認識を与えるとするとして不正競争行為該当性を判断するもので、明らかに法の趣旨を逸脱していると争った。

これに対しては、「ミンサー」又は「ミンサー織」は沖縄県に古くから伝わる織物又はこれを利用する商品に対する呼称として広く使用され、平均的な一般消費者に対し沖縄県を原産地（製織地）とする織物であると認識させる表示であるところ、このことは原判決も当然の前提としているのであって、控訴人の上記主張は原判決を正しく理解しないものである、とした。原判決の説示は「ミンサー」が直接的には地名を表示するものでないものの、沖縄の土産物としての販売態様等と相まって沖縄を原産地（製織地）とする織物であると認識させるという点にあり、その販売態様というのは控訴人が「民芸」「沖縄伝統工芸」などを冠した表示をしていることを指すことは明らかである、というものであった。

(3) 更に、「原産地」の意義をめぐっては、原判決は「ミンサー織」の原産地は製織地であるとするところ、工業製品の原産地は製造過程の全部又は一部が行われた地のすべてをいうのであって（注5）、製織地が沖縄県外であるからといって原産地の不当表示となるわけではない、と主張して争った。

控訴人が、工業製品である「ミンサー織」の原産地は製織地のみならず裁断ないし加工が行われた地をも含むと主張する点に関して、平均的な一般消費者は「ミンサー織」等の表示に接し、沖縄県に古くから伝わる織物即ち沖縄地方の伝統に則って織られた織物が使用されていると想起することは道理である、として原審の判断を維持した。

(4) また、五と四等の模様を機械織りする技術の不十分さから、沖縄県外で機械織りした商品の販売が、不正競争行為に該当することとなるのであれば、上記模様の織物を沖縄県内で手織りしている被控訴人に実質的に独占させることとなり、手織りによるコストの上昇を転嫁

される一般消費者の利益にならない上、公正な競争による事業の発展が阻害される、と控訴人は主張した。

これに対し、控訴審裁判所は、「ミンサー織」等の表示を付さずに控訴人商品の販売をするのであれば不正競争行為に該当せず、差止の対象となることはない。従って、五と四等の模様を被控訴人に独占させることとはならず、コストの上昇が一般消費者に必然的に転嫁されることにもならない、として斥けた。

2. 争点⑤（普通名称又は慣用表示該当性）

控訴人は、「ミンサー織」等の表示は、五と四等の模様が付された織物という意味合いにとどまり、普通名称ないし慣用表示にすぎないものと化したので、差止請求及び損害賠償請求の対象とならない（法19条1項1号）と主張したが、控訴審裁判所も、原審と同様にこれを斥けた。

五、検討

1. 不正競争防止法2条1項13号の「原産地」の意義については、参考文献（3）で、以下のようにより詳細に検討されている。

「原産地」というと、広辞苑（第5版）によれば、第1義的には動植物の最初の棲息地、第2義的には品物の生産地を指すとされる。もっとも、「原産地」というのは「出所地」より狭い概念であって、ぶどう酒やチーズのように特定の土地の自然的条件と生産物の特性ないし品質との間に密接な関連がある場合について用いられるのが普通の用法である（満田重昭『不正競争法の研究』151頁、発明協会）。しかし、本号にいう「原産地」とは、そのような関連性の制約を伴わずより広く一般的な意味での「その商品の地理的出所地」を指すと解されている。より具体的には、「その商品が産出された地、製造された地又は加工された地」を指すと解するのが通説である（山本・要説2版181頁、田村・概説2版416頁）。」

とされ、①本号中の原産地表示規制の基であるパリ条約第10条1の「provenance」（英語では、source）とは商品の地理的出所地を指す概念であると解されていること（『不正競争法の研究』149頁から152頁、161頁）、②平成5年改正法は、旧法1条1項、3号の「原産地」と4号の「産出、製造若しくは加工セラレタル地」とが同義であると解釈されていたこと（豊崎外（渋谷）・コンメンタール222頁）を踏まえて、「原産地」との用語に統一したという立法経緯（経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法（平成15年改正版）』81頁、有斐閣）を根拠とする。

更に「商品が農林水産物・畜産物・鉱産物等の天然物であれば、当該商品の「原産地」は、「産出された地」、すなわち、天然物が生産、採取、飼育された地である。

他方、商品が天然物に人工を加える（製造・加工）ことで生産される人工物の場合、当該商品の「原産地」は、「製造された地又は加工された地」である。今日では、原材料の産出に始まり、部品の製造・組立、加工など最終製品に至るまでの生産工程に複数の地が関与することは稀ではない。すべての関与地をその関与内容とともにきちんと表示すれば問題はない。しかし、商品中の表示スペースあるいは広告スペースには制約があるから、いずれかの地を部分的に表示することを許容することが現実的である。そうすると、次に、例えば、製

造工程が複数の地にまたがっている場合、いずれの地が原産地に該当するかの判断基準が問題となる。これが、原産地の決定基準の問題である。学説では、商品の実体すなわち、その生産物が商取引の場におかれた場合、商品としての交易的要素がどこで産出されたかによって決定すべきとする説（小野概説239頁）や、消費者等の取引関係者にとって重要と概念される使用価値が商品に付加された地とする説（豊崎（渋谷）コメンタール224頁）などがある。実務的には、景品表示法 4 条 1 項 3 号に基づく「商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年公取委告示34号。以下「原産国告示」という）が、原産『国』に関する決定基準ではあるものの、備考 1 項で『原産国』とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。」と定義し、さらに運用細則で商品ごとに「実質的な変更をもたらす行為」が列挙されており、と検討され、『商品の原産国に関する不当な表示』の原産国の定義に関する運用細則』（昭和48年12月5日事務局長通達第14号）によると、製織後染色しない織物については「製織地」となる。

従って、原判決の結論（三 1 ①）、及びそれを維持した本判決の結論（四 1 (3)）は妥当と考える。

すなわち、伝統工芸品については、本判決のように、通常の工業製品のように、いずれかの工程において県内で行われていれば原産地性を満たすと解するのではなく、その伝統工芸性の特質に照らして最も本質を反映する部分の工程が、県内で行われているかに依るべきと解する。

2、次に不正競争防止法 2 条 1 項13号の「原産地」誤認惹起の意義を検討するにあたって、同法の沿革・目的・趣旨に遡り、同号の趣旨を確認したい。

(1) 不正競争防止法の沿革

昭和 9 年に我が国の不正競争防止法が制定された。昭和 9 年の「工業所有権の保護に関するパリ条約へグ改正条約」批准にあたり、同改正条約が不正競争の禁圧を加盟国に義務付けていたことから、条約上の最低限の義務を満たすために制定されたのであった。制定時は、周知商品表示の混同惹起行為、虚偽原産地の誤認惹起行為、信用棄損行為のみを「不正競争」としていた。その後何度か改正があり、平成 5 年に全面改正が行われ、その後も何度か一部改正がおこなわれている（注 6）。

(2) 不正競争防止法の目的

不正競争法 2 条 1 項に不正競争についての定義規定がある。不正競争とは、①混同惹起行為、②著名表示冒用行為、③他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為、④営業秘密に係る不正行為、⑤技術的制限手段に対する不正行為、⑥ドメイン名に係る不正行為、⑦誤認惹起行為、⑧信用棄損行為、⑨代理人等の商標冒用行為等のことをいう（注 7）。

不正競争防止法の目的は、不正競争によって営業上の利益が侵害され、または侵害される恐れのある者には、不正競争の停止・予防請求権等が認められて、営業上の利益を侵害した者に対して損害賠償が容易にできるようにして、業者間の公正な競争を確保するものである（法 1 条）。

(3) 平成 5 年改正法の趣旨（注 8）

旧法下では旧 3 号と旧 4 号を区別していたが、同号にいう「産出、製造、加工セラレタル

地」(出所地: provenance, erkunft, source) と「原産地」(origine, Ursprung, origin) は同義と解されていることから、ともに本号の「原産地」の概念の中に入れた形で立法したとされる。

原産地と出所地について統一した用語法はないようであるが、別の言葉と捉え用語としては出所地の方が原産地より広い概念であるとする説(注9)がある。また、田村・概説[第2版]417頁は、「原産地という用語に絞ったのは、パリ条約の公式訳語、関税法71条、輸出入取引法2条2項等で用いられている法律用語と平仄を合せた程度のことであろう」とする。

原産地は地域の地理的名称はもちろん行政区画名であってもよく、単に「舶来品」「外国製」との表示も含まれると解されている(注10)。

(4) 不正競争防止法2条1項13号(以下「同号」という)の趣旨

商品の原産地や品質・内容・製造方法・用途などは、取引を選択・決定する際の重要な情報である。よって、これらの事項について誤認表示が行われると市場における需要者である消費者らが、商品・役務を購入するに際しての適正な判断を阻害し、公正な競争秩序が乱れることになる。それ故、同条項号は、このような誤認表示を不正競争と位置付けて規制している(注11)。

(5) 思うに、このような不正競争防止法2条1項13号の「原産地」誤認惹起の意義を考えるにあたっては、同条項号の趣旨からすると、冒頭の消費者の観点が重要であると考えられる。すなわち、商品の原産地や品質・内容・製造方法・用途などは、取引を選択・決定する際の重要な情報であり、これらの事項について誤認表示が行われると、市場における需要者である消費者らが、商品・役務を購入するに際しての適正な判断を阻害し、公正な競争秩序が乱れることになるからである。(参考文献(3), 125頁)。

景品表示法が行政的規制によっているのに対し、本号は民事的・刑事的規制によっている。この民事的請求権については、そもそも誤認表示によって直接被害をうけるのは商品役務の需要者(特に消費者)であって、競争関係に立つ営業者はその間接的被害者にすぎないにも拘わらず、「営業上の利益」を侵害される競争者に限定して与えられていることは同号の欠点である、と多くの研究者から指摘されているところである(参考文献(6), 533頁)。

もっとも、本件においては、ミンサー織りの表示を差し止めると、ひいては、廉価にて沖縄らしい織物製品を土産品として購入する消費者の利益が却って損なわれるとの主張があり、沖縄県内における機械織りの技術の未成熟さから県外で製造した事業者の企業努力をすべて否定するような結論は躊躇されるところである。

しかしながら、消費者によっては沖縄産の手織りの味わいを伝統工芸品に求め、如何に廉価であっても県外での機械織り製品であると知っていたならば購入しなかった者もいたであろう。少なくともこのような消費者のニーズに応えるべく、織りの産地や手織りか機械織りかの手法の区別についての情報を示す前提として、誤認惹起行為への差し止め請求を認めることが、公正な競争秩序による国民経済の健全な発展、という同法の目的に適うと考える。

六、不正競争防止法2条1項13号の「原産地誤認惹起行為」の意義について判断したその他の判例

1 「氷見うどん」事件判決(注12)

本件は、富山県氷見市で麺類販売等を業とする被控訴人が、氷見市において製造されていない本件各商品の商品名に「氷見」という地名を冠し、包装及び広告に「氷見名物」等の表示を付して製造販売した行為が、氷見市で製造されたとの誤認混同を生じさせる原産地誤認惹起行為（不正競争防止法 2 条 1 項 13 号）に該たり、それにより損害を被った控訴人が、控訴人会社については法 3 条 1 項 2 項、4 条、5 条 2 項に基づき、また、被控訴人会社代表者に対しては平成 17 年法律第 87 号による改正前の商法 266 条ノ 3 第 1 項に基づく請求を認容したものである。

原審が被控訴人の請求を、損害賠償金 3 億 6943 万 9250 円及びこれに対する年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を控訴人らに命ずる限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却したところ、多額の賠償金支払い義務を不服とした控訴人らが提起したものである。

2 「京の柿茶」事件判決（注 13）

本件では、京都府内で生産加工されたものでない柿茶について、商品及びその広告に「京の柿茶」の表示を付することは、旧不正競争防止法 2 条 1 項 10 号の規定する誤認惹起行為すなわち商品の原産地を誤認させる表示に当たるか否かが争われた。

被告標章は、「京の柿茶」または「KYO NO KAKICHA」の文字からなるものであり、被告商品が京都で製造されていないし、また京都で産出された材料を含んでいないことは、被告が認めているので、被告側に旧不正競争防止法 2 条 1 項 10 号に違反するとの認識がないことが問題となっている。

当該原告は「柿の葉茶」という商標権を有し、被告は「京の柿茶」という標章を使用している。まず、原告は被告の標章の旧不正競争防止法 2 条 1 項の商標、標章による周知商品表示による使用差止めを求めていた。裁判所は、原告商標中の「柿茶」の文字部分は、当該指定商品である柿の葉茶の普通名称か、商品の原料を説明しているだけであるので、「柿茶」の文字部分には自他識別能力はなく、原告の商標の要部ではないとして、原告商標と被告標章の全体の構成を対比すると両者は類似しない、として、旧法 2 条 1 項 1 号による被告標章の使用の差止めは認めなかった。

次に旧法 2 条 1 項 10 号の原産地、品質の誤認表示による使用差止めについては、裁判所は、被告標章の「京の」の文字部分は、被告商品の製造地、または原材料の生産地が、京都市やその近郊であることと一般的に理解されるので、その事実がない商品に「京の」という標章を使用することは、旧法 2 条 1 項 10 号の誤認惹起行為にあたるとして、被告標章の使用差止めを認めた。不正競争行為に該当するので、被告の不正競争行為により、柿の葉茶を製造販売する原告には、営業上の利益を侵害されるおそれがあるとした。

被告は、商品に「京の」という表示をしたのは、京都が古都であり、我が国の伝統文化を代表する地域であり、日本人の柿を愛する営みを貴族社会の中で発祥させた地の一つである「京」のイメージを借りて、商品に古雅（みやび）や優雅さ（エレガンス）のイメージを消費者に伝えようとしたものであるので、当該標章を商品に使用することは旧法 2 条 1 項 10 号に違反しないと主張した。裁判所は、被告標章から被告の主張するイメージを持つ消費者もいるかもしれないとしながらも、一般的には「京の」、「KYO NO」の語を文字どおりに受けとって、被告商品が京都で製造、加工されたか、京都府下でとれた原材料で製造されたもの

であると誤認する消費者が多いのではないかとすることで、被告の主張は採用されなかった。

3 琉球ガラス訴訟（注14）

(1) 琉球ガラス訴訟の事実の概要

ベトナムで作ったガラス製品に「琉球ガラス」と表示するのは、消費者に誤解を与える原産地誤認惹起行為にあたるとして、県内のガラス工房7社が、琉球ガラス村グループを相手に、表示の差し止めと損害賠償などを求めた裁判である。

原告らは、被告の3社がベトナムで生産したガラス製品を沖縄産の琉球ガラスと誤解させているとして、6600万円の損害賠償と「琉球ガラス」など8種類の標章の表示差し止めを求めた。一方、被告側は、ベトナムでも県内の工房と同じ技術で製品を作り、商品はベトナム産と分かるよう表示しているとして、不正競争には当たらないという見解を示した。

（琉球朝日放送，2008年1月16日放送）

裁判の第2回口頭弁論において法廷では双方が証言台に立ち、産地表示の妥当性や琉球ガラスの定義について主張した。原告のひとは「琉球というのは沖縄の土地の地名を指す。ベトナムで作られたガラス製品においては、琉球ガラスと名乗らないでほしい」と話す一方、被告の代理人は「ベトナムで製造しているのは、沖縄の会社が現地法人を作り（ガラス製品を）作っている。類似品を作って輸入していることとは違う」と主張している。

これまで明確な定義のない「琉球ガラス」を巡り、今後の裁判の行方が注目されたが、13日、那覇地裁は「産地を明示することなく、琉球ガラスの表示をしてはならない」としつつ、損害賠償については請求を棄却した。原告代表は「琉球ガラスという文言が沖縄で造ったガラスであるという産地性が認められたというのが私たちにとっては大きな目標達成だ」が、一方で、「沖縄で造ったもの以外は琉球ガラスとして販売できないよう判決をだしてもらいたかった」と話していた。（琉球朝日放送，2013年2月13日放送）

(2) 琉球ガラス事件の意義

コスト削減・市場拡大・技術移転を含めた外国との交流など、企業努力の奨励も大切であるが、同時に、伝統工芸品に携わる同業者の利益や地元における技術の伝承維持発展も忘れてはならないことを示唆している。

七、おわりに

ミンサー織り判例では、表示に地名そのものが顕れているわけではない場合についての「原産地表示性」が問題となっている点が特殊である。そして、模様にすぎず原産地を意味しないのか、普通名称化していないか、製造物における原産地の意義、打ち消し表示による影響、等が問題として考察されるべきと考え、判例趣旨も、概ねそのような観点で判断している。

控訴人は、「ミンサー織」等の表示を付した控訴人商品の販売が不正競争行為に該当するのであれば、結果として五と四等の模様を被控訴人に独占させることとなり、手織りによるコストの上昇を転嫁される一般消費者の利益にならないと主張する点について「ミンサー織」等の表示を付さずに控訴人商品の販売をするのであれば不正競争行為に該当せず、差止の対象となることはない、との判断は、伝統工芸の継承維持発展に尽力する人々の努力をないがしろにする、という危

惧もある。

不正競争防止法の趣旨である公正な競争の確保（による事業の発展）の観点からも、また、利害関係人の利益調整からも、以下のことを1つの模索として提案できないであろうか？

沖縄県内の機械織り技術によるコスト削減という経営課題と伝統的手工芸技術の維持伝承とのジレンマもある。他方で、仮に機械織りを県外作成し販売する行為が不正競争行為に該当することとなるのであれば、一般消費者に高額の製織コストが転嫁され、公正な競争の確保による事業の発展という、不正競争防止法の趣旨が、却って没却されてしまうであろう。

そのようなジレンマを止揚する1つの方策として、オール沖縄という観点を入れた「伝統工芸品の地域ブランド化」を検討する意義は大きいのではないかと考える。その上で、伝統工芸に携わる事業者の総意を以て、海外展開する、という手もあるのではないだろうか。

* 沖縄大学法経学部非常勤講師・中央大学大学院法学研究科 民事法専攻博士後期課程在籍

脚注

- (1) 那覇地方裁判所平成18年(ワ)第1165号, 判例集未搭載, West law Japan にて Web 上で確認 (2014年4月8日)。2001 WL JPCA03306003。
- (2) 那覇高等裁判所平成23年(ネ)第88号, 判例集未搭載, West law Japan にて Web 上で確認 (2014年4月8日)。
- (3) 不正競争行為を働くことによって侵害者が利益を得たときは、当該利益の額が被侵害者の被った損害と推定される旨の規定(法5条2項)は、商品主体を混同させる不正競争行為(法2条1項1号)によって一般消費者が被侵害者の商品と誤認して侵害者の商品を購入してしまう場合のように、不正競争行為による侵害者の利益が被侵害者の損失であるとする経験則がよく妥当することを前提として、当該経験則に従った損害の推定を認める規定であると解されている。他方、原産地ないし品質等の不当表示(法2条1項13号)により一般消費者が侵害者の商品を購入してしまった場合、それがなければ当該一般消費者が被侵害者の商品を当然に購入していたはずであるという経験則が常に妥当するとはいえない。本控訴審でも、控訴人商品と被控訴人商品とが比較的狭い市場において強い競合関係にあり被控訴人商品の市場占有率が高いことから、控訴人が不正競争行為を行うことにより被控訴人商品の売上げが減少し逆にその分だけ被控訴人が損害を被ったという関係があるものと推認される、として法5条2項の適用を認めた。その上で、控訴人が受けた利益の額の算定方法をめぐり、控訴人商品の売上から原価のほか変動経費のみを控除すべきか(被控訴人の主張)、販売費・一般管理費まで控除すべきか(控訴人の主張)を検討した。後述の氷見うどん事件控訴審判決に次いで判断された重要な論点であるが、本稿では紙面の関係から割愛した。
- (4) 本判例の立場としては、豊崎(渋谷)コンメンタール224頁に依っていると解されるが、「原産地」の決定基準については様々な見解がある。
- (5) 参考文献(1)662頁～663頁

原産地の決定基準について。

旧法上の「産出」「製造」「加工」の用語は改正後の「原産地」概念に含まれる。「産出」とは、第一次産業の原始的生産をいい、農・林・水・鉱産業などがこれに属する。「製造」とは、原材料に労力を加え、性質・用途の全く異なる物とすることをいい、紡績・機械器具製作・種類醸造・化学品製造などがこれに属する。「加工」とは、物の同一性を失わない程度において原材料に労力を加えて変更を与えることをいい、染色・彫刻・塗り物・研磨などがこれに属する。

商品の原産地は、天然の産出物に対応する地名（吉野杉・山梨ぶどうなど）のみに存在するものではなく、加工又は製造された商品に対応する地名にも存在する。後者の場合、その原料が産出される土地と加工・製造する土地が異なる場合（静岡産の茶を原料に京都の宇治で加工を施し宇治茶として出荷する場合やアメリカの原綿を英国で紡績して英国製記事として日本で仕立てるなど）がある。この場合の原産地の表示は、商品の実体つまりその生産物が商取引の場におかれた場合、商品としての交易的要素がどこで産出されたかによって決定すべきとされている。

- (6) 参考文献（3），125頁。
- (7) 参考文献（1）662頁～663頁
- (8) 参考文献（1）650頁～661頁
- (9) 満田・研究150頁，豊崎・全集〔新版増補〕466頁。
- (10) 参考文献（8）397頁。山本庸幸『要説不正競争防止法〔第4版〕』（発明協会，2006年）208頁は「第1にはその全部を生産した地，第2にその生産が二以上の地にわたる場合には，実質的な変更をもたらし，新しい特性を与える製造又は加工を行った地が，その原産地であり，関税法基本通達68—3—4の考え方に通じる，としている。また，参考文献（8）397頁は，場合によっては混合・加工地・積かえ地を原産地表示とする場合においても，慣習上適法な原産地表示といえらるる場合もあるとされる。また，京都の着物というように，自然的条件や技術水準というより，歴史的・文化的条件を有する土地も原産地たり得る（田倉整・元木伸編『実務相談・不正競争防止法』187頁，商事法務研究会1989年）。
- (11) 表示規制立法には，他に食品衛生法やJAS法の他，独占禁止法の特別法とされている「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という）がある。実務において商品役務の取引事項に係る誤認表示の規制立法として主要な役割を果たしているのは，同号ではなく，寧ろこの景品表示法の4条（不当な表示の禁止）であるといえる。
- (12) 富山地裁高岡支部平成18年11月10日平成16年（ワ）119号，控訴審判決平成19年10月24日／名古屋高等裁判所金沢支部／第1部／判決／平成18年（ネ）243号
判例時報1992号117頁 判例タイムズ1259号327頁 泉克幸・Law & Technology 42号
79～88頁2009年1月 藤森裕司・パテント63巻6号24～28頁2010年4月
氷見うどん事件控訴審判決 平成19年10月24日／名古屋高等裁判所金沢支部／第1部／判決／平成18年（ネ）243号
判例時報1992号117頁 判例タイムズ1259号327頁 泉克幸・Law & Technology 42号

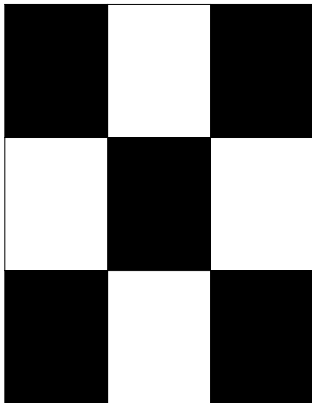
- 79～88頁2009年1月 藤森裕司・パテント63巻6号24～28頁2010年4月, 吉盛一郎「不正競争防止法の誤認惹起行為」『地域研究(7)』, 61～65頁, 2007年長岡大学地域研究センター
- (13) 東京地裁平成6年11月30日。
旧不正競争防止法1条1項は, 3号が商品の「原産地」についての虚偽表示による誤認惹起を, 4号が商品の「産出, 製造若ハ加工セラレタル地」についての誤認表示を, 5号が商品の「品質, 内容, 製造方法, 用途若ハ数量」についての誤認憑依をそれぞれ規制していた。平成5年改正法は, 3号と4号を1つにし, 5号の規制対象に役務を追加した上で, これらを誤認表示規制として1つの条文内に整理した。「原産地」についての旧規定の3号は, その後の改正により, 10号(平成5年改正), 12号(平成11年改正), 13号(平13年改正)に変更され, 現在に至っている
- (14) 那覇地方裁判所平成25年2月13日判決, 判例集未搭載

参考文献

- (1), 小野昌延編『新・注解 不正競争防止法 [第3版] (上巻)』青林書院2012年:657～684頁 (小松洋一郎氏執筆)
- (2), 小野昌延編『新・注解 不正競争防止法 [第3版] (下巻)』青林書院2012年
- (3), 金井重彦・山口三恵子・小倉秀夫編『不正競争防止法コンメンタール』レクシスネクシスジャパン株式会社2004年:125～147頁 (安立欣司氏執筆)
- (4), 小松陽一郎先生還暦記念論文集刊行会編『最新判例知財法』青林書院2008年
- (5), 辰巳直彦『体系化する知的財産法 (上)』青林書院2013年
- (6), 辰巳直彦『体系化する知的財産法 (下)』青林書院2013年
- (7), 大淵哲他編『知的財産法判例集 [補訂版]』有斐閣2010年
- (8), 小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法概説』青林書院2011年

別紙

①



②

